



# - 会社の比較表 -

法人格	一般社団法人 一般財団法人	NPO法人	株式会社 (特例有限会社を含む)	合同会社(LLC)	有限責任事業組合(LLP) <法人格はなし>
事業目的	公益事業、非公益かつ 非営利事業、収益事業	17の特定非営利事業 その他の事業	営利目的の事業	営利目的の事業	営利目的の事業
設立者数	社団は2人以上 財団は1人以上	10人以上	1人以上	1人以上	2人以上
資本金	社団は不要 財団は300万円以上	不要	1円以上	1円以上	2円以上
法人の機関 役員①(理事)	社団は理事1人以上 (理事会の設置は任意) 財団は理事3人以上 (理事会必置)	理事3人以上 (理事会必置)	取締役1人以上 (取締役会の設置は任意)	社員1人以上	組合員2人以上
役員②(監事)	社団は理事会を設置す るときは監事1人以上 財団は1人以上	監事1人以上	監査役の設置は任意	—	—
評議員	社団は不要 財団は3人以上	不要	—	—	—
会計監査人	基本的には不要 (大規模法人なら1人以上)	不要	大会社は必置 その他の会社は任意	—	—
会計参与	—	—	設置は任意	—	—
役員等の任期	理事2年(再任可能) 監事4年(再任可能) 評議員4年 (6年まで伸長可能。再任可能)	理事2年(再任可能) 監事2年(再任可能)	取締役は原則2年以内 (定款で株式譲渡制限 を設ければ10年まで 伸長可能) 監査役は4年以内 (同上) 特例有限会社の場合は 役員任期に制限なし	制限なし (社員である限り)	制限なし (組合員である限り)
役員 の非親族要 件・報酬規制	なし	あり	—	—	—
所轄庁	なし	都道府県庁又は内閣府	—	—	—
許認可	なし	認証	—	—	—
監督・報告義務	なし	所轄庁の監督・報告あり	—	—	—
税制優遇	全所得課税 もしくは 収益事業課税	収益事業課税	全所得課税	全所得課税	構成員(パススルー) 課税
設立手続き	定款を公証役場で認証 後、設立登記	所轄庁の認証後、設立 登記	定款を公証役場で認証 後、設立登記	設立登記のみ	設立登記のみ
設立期間	2週間～1ヶ月ほど	4ヶ月～6ヶ月ほど	2週間～1ヶ月ほど	10日～2週間ほど	10日～2週間ほど
設立(法定)費用	11万円～	0円～	25万円前後～	10万円前後～	6万円前後～
利益分配(配当)	不可能	不可能	可能 (出資割合に応じて)	自由 (出資割合にとられない)	比較的自由 (ただし制限あり)
組織変更	公益社団・財団法人へ 組織変更が可能	国税庁認定NPO法人に 組織変更が可能	合同会社(LLC)に変更 可能→LLPは不可能	株式会社に変更 可能	会社・非営利法人への組織 変更が不可能

わからないことがあれば、お気軽にご相談下さい！相談は**無料**です。 行政書士 森 健輔